

社会人向けの体系的な知財教育プログラム

○李鎔璟、陳内秀樹、ミルシヨドクチコロフ、小川明子(山口大学)  
木村友久(帝京大学／山口大学)

1. はじめに

大学の社会人を対象とした受け入れメニューの一つとして履修証明プログラムがある（2007年学校教育法改正により創設）<sup>1)</sup>。履修証明プログラムは、科目等履修生制度<sup>2)</sup>や公開講座等と比べ、受講料が安価にも係わらず受講時間数が多く（総時間数 60 時間以上）、また修了者に対して法に基づき（学校教育法第 105 条）

履修証明書を交付することができる制度である（図 1）。なお、履修証明を行うに当たって文部科学省への認可や届出の手続きは必要なく、プログラムの内容等をあらかじめ公表する必要はある。

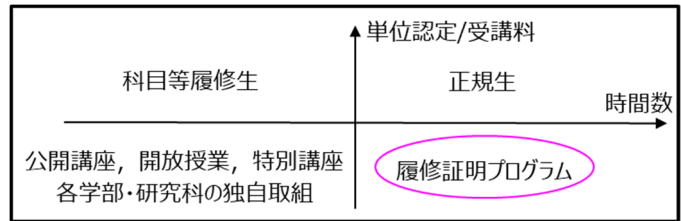


図 1 社会人を対象とした受入メニューの概念図

山口大学では、これまで分野を問わず新入生全員に対して知的財産教育を必修化し（2013年）<sup>3)</sup>、それに接続する選択科目（知財展開科目）を順次創設してきた<sup>4)</sup>。そして、これらのカリキュラムを利用して高校や大学において知的財産教育を修得する機会がなかった社会人等に対して、山口大学知財教育プログラム（履修証明プログラム）を開設した（2017年）。本発表では本プログラムについて紹介すると共に履修者の声や今後の課題等について検討する。

2. プログラムの概要

(1) 目標・対象

履修者は、本プログラムを通して日々の企業活動や暮らしの中においても必要とされる知的財産についての知識とスキルを身に付けつつ、企業等における知的財産（技術、ブランド等）を活用して効果的にビジネス展開等に結びつけることのできる人材となることを目標とする。主な履修対象はこれまでに知的財産教育を習得する機会がなかった社会人等（知財初学者）である。

(2) コース

本プログラムには「ものづくり知財コース」と「コンテンツ知財コース」の2つのコースがある（図 2）。それぞれ必修科目と選択科目から構成され、8 単位以上履修で修了となる。

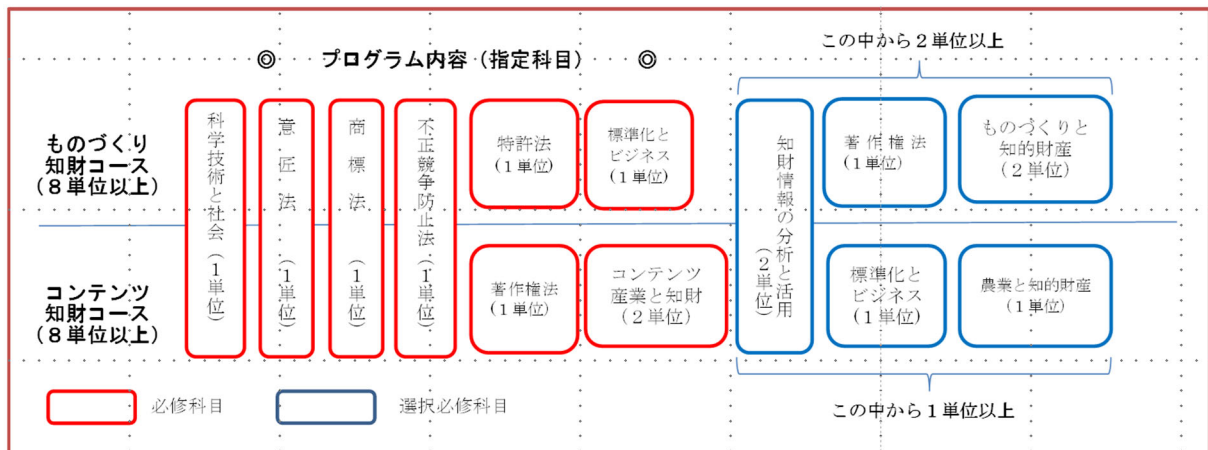


図 2 知財教育プログラムのコース

一般的に履修証明プログラムの編成パターンとしては①講習のみ②講習+授業科目、③授業科目のみがあるが本プログラムは③に該当する（山口大学の知財教育科目がベース）。また本プログラムの2つのコースは職業実践力育成プログラムとして文部科学大臣の認定を受けている<sup>5)</sup>。

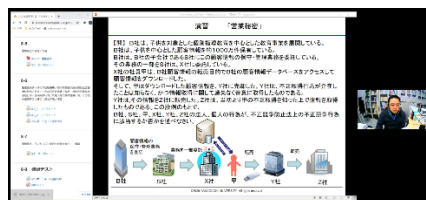
### 3. 実施状況

#### (1) 受講の様子

受講の様子を図3に示す。履修生は基本的に学生（通常授業科目として）と一緒に受講する。開講は社会人が履修しやすいよう集中講義形式（1日4コマ）とし土日開講を基本としている。



対面（学生とワーク中）



オンライン



オンデマンド（e-learning）

図3 受講の様子

#### (2) 履修者の声

各科目の中で実施している小レポートには、履修者の声として以下の記載があった（抜粋）。

##### ①科目：ものづくりと知的財産（4日間集中講義、2019年、対面）

・「実例を挙げて学習するのは知的財産というものをより身近に感じることが出来ました。学生さんと話し合いながら答えを出すという事も新鮮で、こちらが考えていた事が、思い込みで固着しているのだと気付かされたり、発想が柔軟で刺激を受けました。」

##### ②科目：不正競争防止法（2日間集中講義、2020年、オンライン）

・「意匠権で25年の間に周知性が獲得できれば、不正競争防止法での保護も視野に入れられる、という点は実践にも役立ちそうで大変興味深いです。」  
 ・「営業秘密の流出は、まさに仕事でいつも怖いと思っている点なので、とても勉強になりました。図で理解すると分かりやすかったです。」

##### ③科目：知財情報の分析と活用（4日間集中講義、2020年、オンデマンド（e-learning））

・「重複特許出願を防いだり、先人の研究の成果を勉強するなど、大変役に立つと思いました。」「パテントマップの見せ方については、試行錯誤して、需要者が分かり易いものを作れるとうになりたいと思いました。」  
 ・「すべての受講が終わったあと、色々な分野で何度もやってみたいと思います。」

学生達との意見交換等を通しての知的好奇心の向上、履修者自身の立場に置き換えての実践的思考、今後の活動における動機づけといった観点から、全体的に前向きなコメントが多かった。

### 3. 今後の課題

今後の課題としては、広報の方法（履修者数増に向けて等）、さらなる教材の充実化（演習教材の拡充、法改正対応のアップデート、e-learning用動画教材の充実など）、が挙げられる。

- 1) 「大学等の履修証明制度について」、文部科学省、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shoumei/](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/) (2021.10.29 アクセス)。
- 2) 「一般学生と科目等履修生（国立大学）」、文部科学省、[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/attach/1413959.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/attach/1413959.htm) (2021.10.29 アクセス)。
- 3) 「全学必修知財教育の授業改善取り組みとそれによる効果分析」、李鎔環 他、産学連携学、Vol.13, No.1(2016)。
- 4) 「知財の観点からものづくりを疑似体験 ～知財教育の実践事例～」、李鎔環 他、産学連携学会第17回大会、講演予稿集、0620E1330-2, p75-76 (2019)。
- 5) 「職業実践力育成プログラム（BP）認定制度について」、文部科学省、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/bp/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/index.htm) (2021.10.29 アクセス)。